

武蔵野市
一般廃棄物処理基本計画（案）

平成 2 7 年 3 月

武 蔵 野 市

目次

第1部 総論

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. これまでの成果（前計画）～実績と評価の概要～	3
5. ごみ排出実態調査の概要	5

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 基本理念	9
第2章 基本方針	9
第3章 計画の目標	10
3-1 ごみ排出量の将来推計	10
1. 将来人口推計	10
2. 産業動向	12
3. ごみ排出量の将来推計	13
3-2 計画目標	14
3-3 計画目標を達成した場合のごみ排出量将来推計結果	18
第4章 今後求められる取り組み	20
4-1 主な施策	20
1. 連携の推進	20
2. ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制	20
3. 普及啓発の充実・拡充	23
4. ごみ処理の効率化・環境負荷の低減	25
5. 今後求められるごみ処理施設等	28
6. 最終処分	31
7. 災害時の対応	31
4-2 計画の体系	33

第3部 生活排水処理基本計画

第1章	生活排水処理の現状	37
第2章	今後の取り組み	38
1.	基本方針	38
2.	災害時の対応	38

第4部 計画の推進

第1章	計画の推進	39
1.	計画の推進	39
2.	進捗状況の公表	40

1. 計画策定の背景と目的

本市では「市民一人が1日に出す家庭ごみ・資源物（以下「家庭系ごみ排出量原単位」という。）」を多摩地域の平均である700gまで減らすことを目的として平成18年11月に「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」を宣言し、市民・事業者・行政が協働でごみ減量に取り組んできました。

その結果、平成21年度に家庭系ごみ排出量原単位700gは達成されましたが、依然として多摩地区の平均を上回る状況です。

そこで、平成22年5月に「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」をあらためて宣言し、さらなるごみ減量に取り組んでいます。

一方、前ごみ処理基本計画（「武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成20年度～29年度）（以下「前計画」という。）」を策定した平成20年3月以降、我が国における循環型社会の形成に向けた法制度の施行状況は、平成22年12月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）が施行、「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）」など大きな変更がありました。

社会経済状況としては、平成23年3月の東日本大震災の経験を通じて、災害廃棄物処理の検討が急務となるとともに、福島第一原子力発電所の事故はエネルギー問題に大きな波紋を投げかけ、省エネルギーへの転換が要請されました。景気動向は、ようやく持ち直しの気配が感じられています。しかし、平成26年4月の消費税8%への引き上げの際には、駆け込み需要の増大と、その後の買い控えが起こりました。その後、平成27年10月に予定されていた消費税10%への再引き上げが平成29年4月に延期されることが決まりました。

一方、本市の人口は、桜堤地区での大規模開発等、企業の社宅や工場などの移転跡地への大規模マンション建設により漸増し、平成25年には14万人を超えました。一方、高齢者率が約21%に及び、超高齢社会を迎えています。あわせて、高齢者や若者などの単身者世帯も増加しています。

また、本市の中間処理施設である、現クリーンセンターの耐用年数が近づくため、平成29年度からの新クリーンセンター稼働に向けた工事が、平成26年度着工されました。なお、新クリーンセンターは、これまでの市民・事業者のごみ減量の取り組みの効果を見据えた上で、効率的な運営のため、現クリーンセンターより一日当たりのごみ処理能力を少なく設定しています。

このような状況の中で、平成25年度、効果的なごみの減量施策の前提となる、ごみ

の排出実態調査等を行いました。この調査を通じて、これまで明らかにされていなかった本市における、①年代・世帯人員毎の排出原単位の傾向や②ごみ排出量の内訳（排出原単位への小規模事業所ごみの影響の程度等）の傾向が明らかとなりました。

すでに、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 20 年度～29 年度）での家庭系ごみ排出量の原単位や事業系持込ごみ量等のごみの排出抑制についての目標が達成されていますが、社会経済状況等の変化を踏まえた上で、新クリーンセンターの稼働を見据えたより一層のごみ減量の取り組みが必要です。そのため、ごみ排出実態調査の結果に基づき、効果的なごみ減量施策と生活排水処理施策を展開するため、基本計画の計画期間を前倒しし、平成 27 年度を初年度とする「一般廃棄物処理基本計画」の策定を行うものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第 6 条第 1 項の規定により定めるものです。

本計画は国の各種法律等を遵守するものであるとともに、「武蔵野市第五期長期計画」の個別計画として位置付けられます。

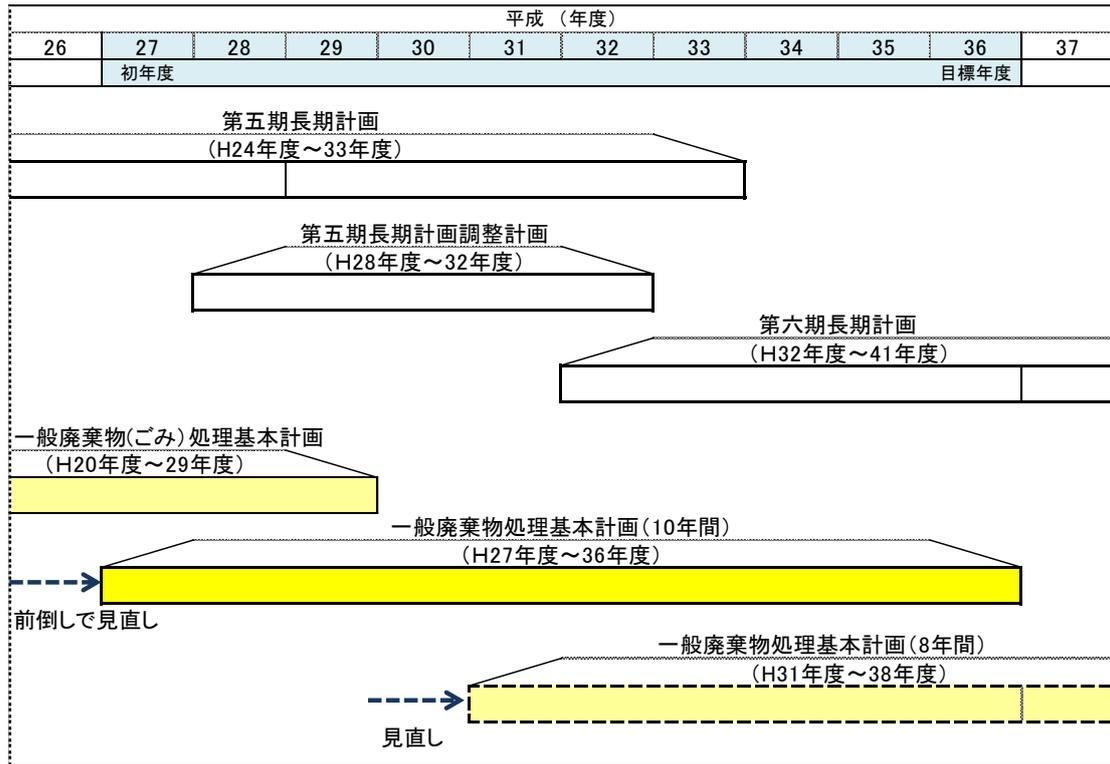
一般廃棄物処理基本計画は固形廃棄物についてのごみ処理基本計画とし尿等の生活排水についての生活排水処理基本計画からなります。



3. 計画期間

平成 27 年度から平成 36 年度を計画期間とする 10 年間の計画とします。

なお、基本的には長期計画に連動して見直しを行うものとします。



4. これまでの成果（前計画）～実績と評価の概要～

前計画では計画の目標として「ごみの発生抑制」、「資源化処理の拡充」、「温室効果ガス排出量の削減」に係る目標を定めていました。

平成25年度実績値における前計画の目標値の達成状況を以下に整理します。

なお、目標達成状況を整理した上で、本計画の目標値を改めて設定することとします。

(1) ごみの排出抑制

ごみ排出抑制に係る目標の達成状況を表1-1に示します。「市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系持込ごみ年間当たりの排出量」、「ごみ発生量（年間）」のいずれも、すでに、平成29年度の目標を達成しています。

表1-1 ごみの排出抑制に係る目標の達成状況

目標\年度	H18(基準年度実績値)	目標値 (H29)	H25 (目標値)	H25 (実績値)	達成状況
市民一人1日当たりの家庭系ごみ*排出量	766 g/(人・日)	680 g/(人・日)以下	696 g/(人・日)以下	675 g/(人・日)	達成
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	11,706 t/年	9,781 t/年以下	10,481 t/年以下	6,862 t/年	達成
ごみ発生量(年間)	53,221 t/年	48,993 t/年以下	50,249 t/年以下	44,960 t/年	達成

※家庭系ごみには1日平均10kg以下のごみを排出する事業者の事業系ごみを含みます。

(2) 資源化処理の拡充

資源化処理の拡充に係る目標の達成状況を表1-2に示します。「総資源化率」の平成25年度の目標値35.3%に対し、実績値は33.3%と2ポイントとどきませんでした。

表1-2 資源化処理の拡充に係る目標の達成状況

目標\年度	H18(基準年度実績値)	目標値 (H29)	H25 (目標値)	H25 (実績値)	達成状況
総資源化率*	31.8%	37.4%以上	35.3%以上	33.3%	未達成

※総資源化率：総資源化量÷ごみ発生量

総資源化率には、焼却残渣のエコセメント化による資源化分を含みません。

(3) ごみ処理・資源化コストの効率化

以下に示す目標に対し、平成24年度に一般廃棄物会計基準を用いたコスト算定を試験的に行いましたが、比較対象とするための他自治体のデータが少なすぎるため、現状ではコストの分析・評価のツールとしてあまり有効な手法ではなく、目標設定まで至っていません。

目標（前計画）：

一般廃棄物会計基準によりごみ処理・資源化に係るコストを策定及び目標設定し、コストの効率化を図ります。

(4) 温室効果ガス排出量の削減

現クリーンセンターにおいては、平成17年から21年において、地球温暖化対策工事を行い、温室効果ガス排出量の削減を図りましたが、以下に示す目標に対し、収集、運搬から中間処理、最終処分といった一連の廃棄物処理事業に伴う温室効果ガスの排出量について、算出することができませんでした。理由としては、市内に資源物の中間施設がないため、委託事業者が他の地域へ運搬・処理している部分も含め、管理及び評価が有意となる目標設定が困難であるため、温室効果ガスの排出量の目標設定には至っていません。

目標（前計画）：

廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の目標を定め、市民一人1日当たりの温室効果ガスの削減を図ります。

(5) 主な施策の成果

平成21年レジ袋削減会議が発足し、市民、事業者、市が協働で取り組みを進め、同年9月にマイバックからはじめるプチエコキャンペーンを開始し、平成22年11月には、「武蔵野市におけるレジ袋削減に関する協定」を市内スーパー事業者12社と締結しました。現在、小売店においてはマイバックの持参励行やレジ袋の有料化等によりレジ袋の削減が進んでいます。また、平成16年10月から開始された家庭系ごみの有料化及び戸別収集により、22年3月「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」達成しました。引き

続き「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」を宣言し、ごみ減量の取り組みを継続しています。

平成23年4月より、現クリーンセンター内に都市鉱山開発事務所を開設し、小型家電リサイクル法の施行に先駆け、使用済み小型廃家電機器等のリサイクルの取り組みを開始しました。ごみとして回収した小型廃家電機器等を分解し、有用・希少金属を多く含む部品を取り出し、ごみ減量と再資源化を図る事業です。また、同年狭あい路線特別収集を委託化し、効率的な事業運営に努めました。平成24年3月には、生活用品のリユースを推進し、ごみを減量に資するために、市内12か所の施設内に「エコ掲示板（むさしのエコポ）」を設置しました。

平成23年3月の東日本大震災後に発生した福島第一原子力発電所の事故に伴う、事業実施にあたっての省エネルギーについての強い要請を受け、市施設及びサンヴァリエ桜堤における生ごみ資源化事業の見直しを行いました。この事業は、ごみ減量には一定の成果をもたらしましたが、事業に伴うエネルギー使用やコスト等の課題も踏まえ、平成25年にすべての生ごみ処理機を撤去し、事業を終了しました。

平成25年4月には、現クリーンセンターへの事業系一般廃棄物の持込の削減及び食品残渣の資源化推進等並びに処理原価に応じた負担の適正化のため、20年ぶりに事業系一般廃棄物処理手数料の改定を行い、それにより、事業系一般廃棄物の持込量は大きく削減されました。

平成22年に前計画の目標の多くは達成しましたが、依然として、家庭系ごみ排出量原単位は多摩地区の平均を上回る状況にあります。今後、市民に届く、きめ細やかで有効なごみ減量施策を実施するため、平成25年度にごみ排出実態調査を実施しました。

平成26年5月には、新クリーンセンター工事に着手し、平成29年度からの稼働を目指し工事を進めています。

5. ごみ排出実態調査の概要

平成25年度に実施した「ごみ排出実態調査」から、本市における「家庭系ごみ排出量原単位」の傾向が分かってきました。

「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」を掲げる、600gを目指すべき実績の概要を以下に示します。

1. ごみ排出実態把握調査

①小規模事業所のごみ計量及び組成調査

→市収集による小規模事業所からのごみ排出量とごみ組成の把握

②袋配布方式による家庭ごみ原単位調査

→世帯別ごみ排出量とごみ組成の把握とごみに対する意識の把握

③市民、事業者によるごみ減量実践調査

→減量行動によるごみ排出量の変化とごみ減量における課題の把握

④市民ごみ排出実態 アンケート調査

→市民の環境問題等に関する意識、ごみ減量行動、市のごみに関する施策への認知状況等の把握

(1) 小規模事業所のごみ計量及び組成調査の結果

* 調査手法：市内6地区569事業所からの2週間分の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物を回収・計量した結果を業種別に集計した。

○小規模事業所の1事業所1日当たりのごみ排出量を用いて、市収集の小規模事業所からのごみ排出量に拡大推計した結果、1,620 tとなった。市民一人1日あたりのごみ排出量に換算すると32 gである。また、袋換算で推計した場合35 gとなり、ほぼ一致する結果となった。

○小規模事業所の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物について業種別組成調査の結果、業種別を平均すると、可燃ごみで約35%、不燃ごみで約33%の分別不適物が含まれていた。分別不適物には資源化可能物として区分しているものが多く含まれていた。

表 1-3 業種別排出量による市収集小規模事業所年間排出量の推計結果

圏域		サービス	医療福祉	飲食宿泊	運輸	卸売小売	教育学習	金融保険	建設業	公務	情報通信	製造	電気ガス水道	農業	不動産	サービス複合	業種不明	計	
事業所数	吉祥寺圏	件	531	200	301	3	354	86	9	66	9	24	9	1	3	84	6	306	1,992
	中央圏	件	256	135	150	4	147	45	4	58	6	34	17	3	1	45	1	96	1,002
	武蔵境圏	件	218	113	109	5	158	32	6	69	7	16	20	3	4	39	6	32	837
	計	件	1,005	448	560	12	659	163	19	193	22	74	46	7	8	168	13	434	3,831
1事業所1日当たりの排出量	kg/事業所	0.89	0.89	2.28	0.89	1.35	1.08	1.08	0.35	0.47	0.47	0.51	0.47	0.44	1.08	0.89	1.00	1.00	
年間排出量	t/年	326.5	145.5	466	3.9	324.7	64.3	7.5	24.7	3.8	12.7	8.6	1.2	1.3	66.2	4.2	158.4	1,619.5	

(2) 袋配布方式による家庭ごみ原単位調査の結果

* 調査手法：市内約100世帯を対象に実施し、100世帯から排出されるごみ及び資源物を1世帯、1日ずつ回収し計量した。

○調査世帯全体の家庭ごみ原単位は581 g/人日、世帯人数別に1人世帯では約573 g/人日、2人以上世帯が約582 g/人日となった。

○65歳以上の1人世帯の原単位は約683 g/人日で、調査世帯全体の原単位より100 g多く、特に家庭ごみの厨芥類が多くなっている。

○20～30歳代の1人世帯の原単位は約319 g/人日で、可燃ごみ、不燃ごみが少なくなっていた。

○2人以上の世帯では、2～3人世帯では647～667 g/人日、4～5人世帯では402～407 g/人日となっており、世帯人数が多いほど1人当たりのごみ排出量は少ない。

○調査世帯全体、世帯別のいずれにおいても、家庭ごみ原単位の半分を可燃ごみが占めている。

表 1-4 家庭ごみの排出原単位

単位：g/人日

	全体	1人世帯	2人以上 世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 世帯
件数	105	19	86	40	26	14	5	1
可燃ごみ	281.79	288.63	281.26	334.78	312.75	204.10	172.56	325.83
不燃ごみ	62.72	57.64	63.12	57.44	80.71	29.01	60.98	229.53
プラ容器・ペットボトル	48.74	88.62	45.63	51.40	49.35	35.52	35.60	56.31
古紙・びん・缶等の資源	188.01	138.21	191.84	223.56	205.02	133.87	138.49	349.89
合計	581.26	573.10	581.85	667.18	647.83	402.50	407.63	961.56

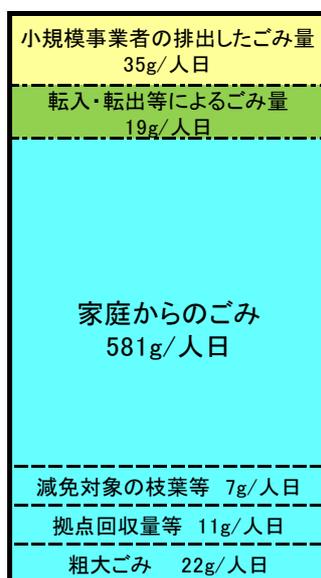
(3) 武蔵野市ごみ排出量の推計

「小規模事業所のごみ計量及び組成調査」及び「袋配布方式による家庭ごみ原単位調査」から、武蔵野市におけるごみ排出量の推計を行った結果は以下のとおりです。

調査結果からの、本市の平成25年度の「家庭系ごみ（市収集ごみ）排出量原単位」の675g/人日の内訳を図1-1に示すとおりに推計しました。

市収集ごみ675gの内、市収集小規模事業所からのごみは35g（5.2%）と推計しました。

また、本市では、地域特性として、転入・転出人口が多く、それらに係る臨時のごみが19g（2.8%）あると推計しました。



- 参考：①1年間に人口の1割が変わる
 （平成25年度実績：転入12,610人、転出10,626人）
 ②住民登録のない住民
 （国勢調査と住民基本台帳の差：447人）
 ③減免対象の枝葉収集量等により調査結果を補完

図 1-1 武蔵野市市収集ごみの内訳（推計値）

(4) 今後の展開

- 単身者は 20～30 代世帯のごみ量が極端に少ない状況であり、2人世帯以上は単身者と世帯数は変わらないが人口は 10 万人を占めており、特に、2～3人世帯のごみ排出量が多いことが分かった。今後のごみ減量のターゲットとしては、ごみの排出量から 2人世帯以上、特に 2～3人世帯となる。
- 今回の調査結果を踏まえ、世帯ごとの特徴、ごみの種別ごとの排出傾向から、市民にごみ減量の行動を促していく。そのため、世帯別に特徴を捉えたごみ減量施策、ごみの種別ごとの減量施策を中心に展開する必要がある。
- また、今回初めて実施した多面的な調査であり、今後の施策展開に大いに参考となる有意義なものであったが、標本数が少ない調査もあり、本市のごみ排出の実態すべてが解明されたわけではないため、今後も実態把握の調査や市民アンケート、市民ワークショップなどを定期的に行うなかで、本市のごみの実態を解明し、効果的ごみ減量施策を行う必要がある。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 基本理念

現在、地球環境は、温暖化そしてそれに伴う気候変動、資源の枯渇、生物多様性の危機等に直面しています。それらは、直接的な影響のみならず、間接的に社会経済の不安定化をもたらし、ゆくゆくは、生物としての人類の生存を脅かすものです。我々の日々の生活の中でも、夏季の酷暑、ゲリラ豪雨の多発、台風の巨大化、従来想定されないような降雪、そしてそれによる災害等、数十年前と比較して、環境が大きく変わってきたことは明らかです。そのため、市民一人ひとりが、地球環境に思いをはせ、自らのできることを取り組む必要があります。

私達が本来目指すべきは、持続可能（サステナビリティ）な循環型社会であり、地球環境を保全するため、資源やコスト等を有効に活用した省資源・省エネルギーの社会を作らなければなりません。また、循環型社会は、リサイクルのイメージに偏って捉えられがちですが、省資源、低排出、低環境負荷の達成が目的であり、エネルギーやコストを多量に消費しながら非効率的にリサイクルを強化しても、真の持続的な循環型社会の形成につながりません。

『環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の 持続可能な都市を目指す』

これは、将来にわたって発展を継続していくために、市民生活や事業活動において、エネルギー及び資源の消費を抑えながら、ごみの発生を可能な限り抑制することを第一に考え、その上で、排出されるごみについても、必要かつ適正な資源化处理等を行うことにより、環境に与える負荷の小さい都市を目指していくことを示しています。

第2章 基本方針

基本理念を達成するため、本計画においては、以下を基本方針として設定します。

計画の推進にあたり、市民・市民団体・事業者・行政が、それぞれの責務を果たすとともに、効果的な連携・補完が可能となるよう、相互の関係を再構築することを基本方針とし、ごみの発生抑制・排出抑制・資源化に努め、基本理念の達成を図っていくものとします。

基本方針 『市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築』

市民は、日々の生活の中でごみの減量を意識し、行動します。市民が意識を変え、取り組むことで、ごみの減量は可能です。しかし、そのことなくして、根本的なごみの減量を行うことはできません。ごみの発生抑制実現のため、一人ひとりのライフスタイルを見直し、また、その考えや取り組みを身近な市民に広げていきます。

市民団体は、率先的な活動を行い、その活動を通じて課題を掘り下げるとともに、市民団体ならではのネットワークを通じて問題意識やその改善のための取り組みを市民に広げていきます。また、全市民が取り組むことは現状では困難ではあるが、ごみ減量等に望ましい先駆的なもしくは専門的な取り組みや、草の根的な手法が有効な身近な活動を、顔と顔が見える関係の中で行っていきます。

事業者は、環境負荷を踏まえ、可能な取り組みを行います。商品やサービス等が自らの手を離れたらそれで終わりと考えてのではなく、製造、販売、利用、そして廃棄に至る過程における環境負荷について配慮を行います。また、事業者は、市民一人ひとりのライフスタイルを変える手立てとして廃棄物発生抑制の工夫を行います。

市は、その責任において、環境負荷を踏まえ、効果的・効率的にごみ処理を行うとともに、ごみの実態を把握し、その現状を広く正確に伝え、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組むべき理由を明らかにします。

環境への負荷の少ない、持続可能な都市を目指すためには、市民生活、事業活動の各部分、各段階において、ごみとして発生するものを減らし、また資源を有効利用していく必要があります。そのためには、一人ひとりがごみ問題を含めた環境問題を自らの問題として捉えるとともに、自らの足元からライフスタイルや事業活動を見直し、自らが可能な取り組みを行うこと、あるいは、自らが他者に影響を与えること、そして、相互に連携・補完することを通じて、持続可能な都市を目指す必要があります。

第3章 | 計画の目標

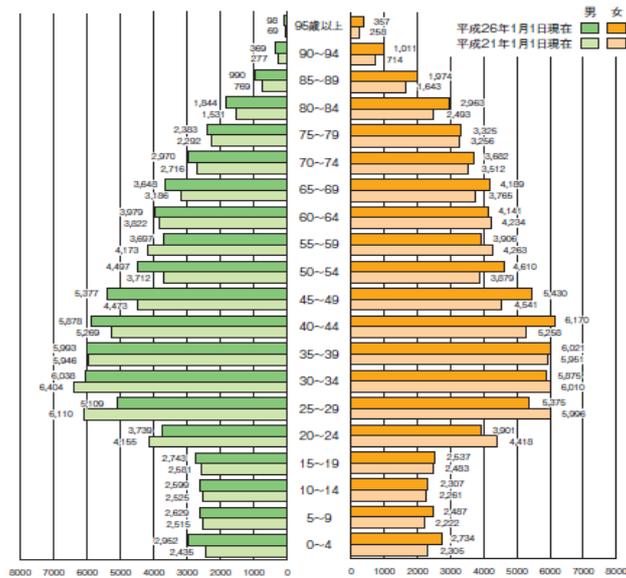
3-1 ごみ排出量の将来推計

1. 将来人口推計

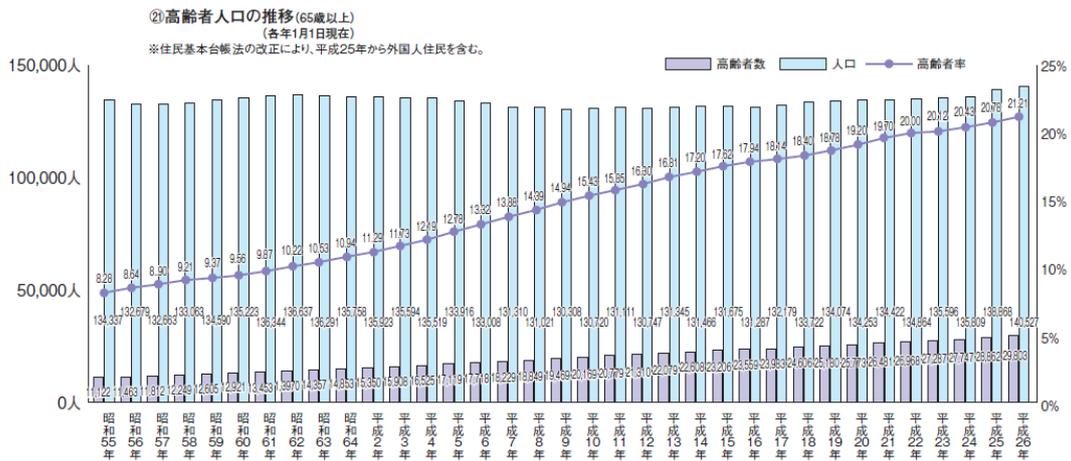
本市の人口実績は平成26年1月1日現在140,527人で、その年齢別、男女別には図2-1に示すとおりです。人口ピラミッドのピークは男性で30歳～34歳、女性は40歳～44歳となっています。また、高齢者（65歳以上）人口割合は年々増加しています（図2-2）。

一方、本市の将来人口の推計結果は図2-3に示すとおりです。

本市の人口は増加を続け、平成25年140,598人が目標年度の平成36年には144,703人と4,000人以上の増加と推計しています。

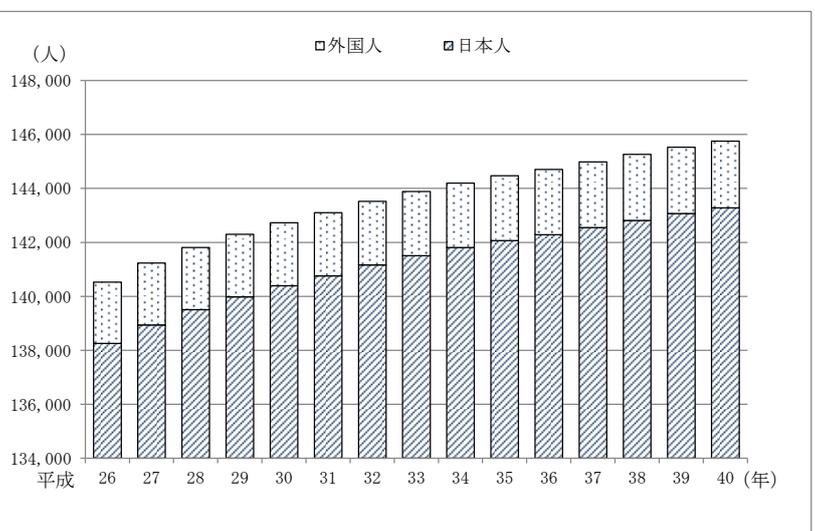


出典) 武蔵野市地域生活環境指標 平成26年版 (2014年版)
 図2-1 男女年齢別5歳階級別人口実績 (住民基本台帳)



出典) 武蔵野市地域生活環境指標 平成26年版 (2014年版)
 図2-2 高齢者 (65歳以上) 人口の推移 (各年1月1日現在)

	年	総人口	日本人	外国人
実績	H25	140,598		
推計	H26	140,527	138,250	2,277
	H27	141,230	138,939	2,291
	H28	141,809	139,505	2,304
	H29	142,297	139,978	2,319
	H30	142,722	140,390	2,332
	H31	143,100	140,754	2,346
	H32	143,519	141,158	2,361
	H33	143,882	141,507	2,375
	H34	144,196	141,807	2,389
	H35	144,469	142,065	2,404
	H36	144,703	142,285	2,418
	H37	144,979	142,546	2,433
	H38	145,262	142,814	2,448
	H39	145,527	143,065	2,462
	H40	145,755	143,278	2,477



資料) 武蔵野市資料等より作成

図2-3 武蔵野市の将来人口

2. 産業動向

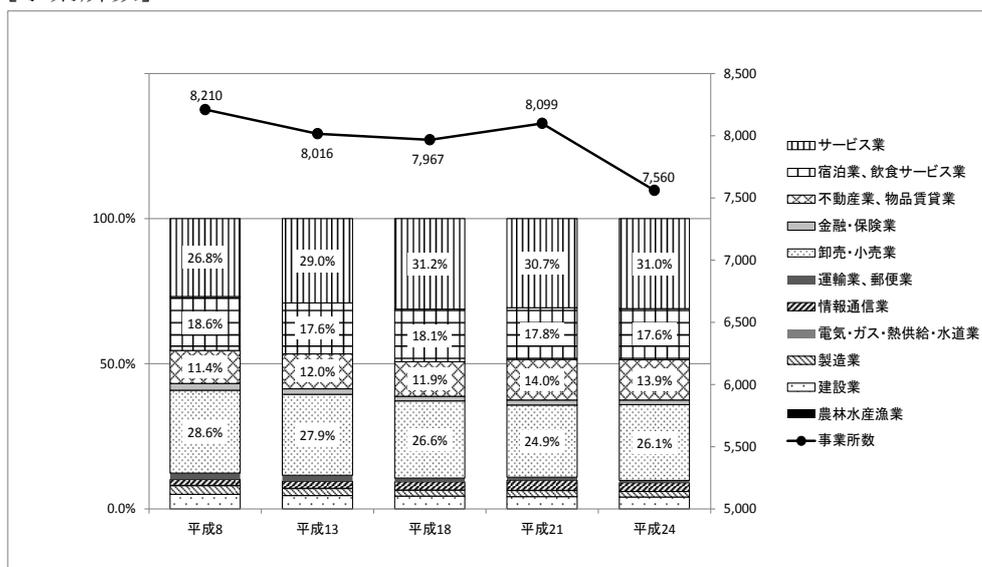
(1) 事業所数、従業者数の動向

本市の事業所数、従業者数の推移と業種別割合を図2-4に示します。

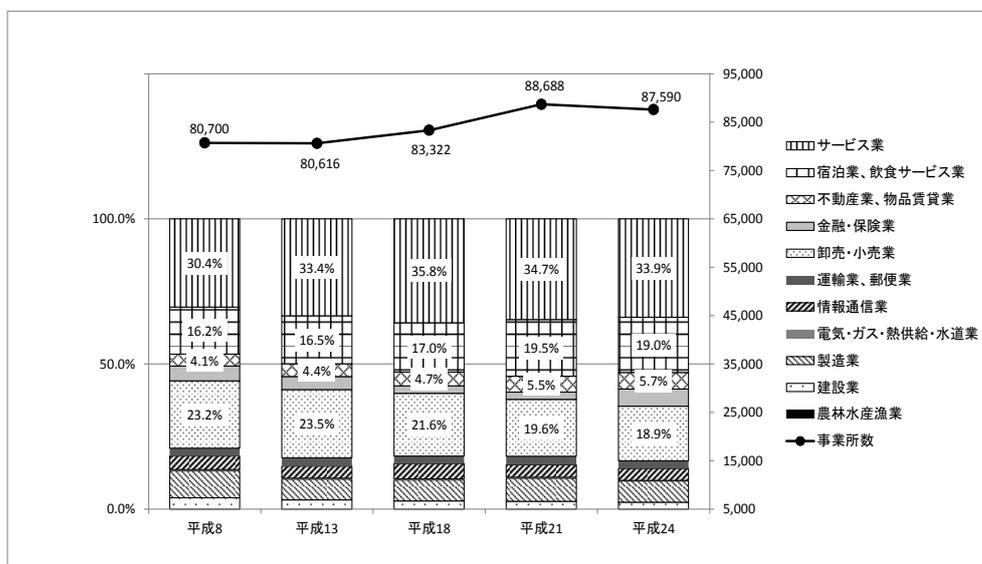
事業所数は減少傾向にあります。従業者数は平成21年から大きな減少傾向は見られません。

なお、業種別には事業所数、従業者数ともに「サービス業」が最も多くなっており、「不動産業、物品賃貸業」が増える傾向にあります。また、従業者数は「卸売・小売業」が減少傾向を示しています。

[事業所数]



[従業者数]



注) 1. 平成18年まで、事業者・企業統計調査報告より本調査での比較。

(平成14年3月改訂の新産業分類)

2. 事業所・企業統計調査は平成21、23年の調査を廃止し、平成21年から経済センサスに統合。

3. 上記集計から産業分類（公務）を除いて集計。平成24年度は国・地方公共団体の事業所および外国公務に属する事業所は含まない。

資料) 2013年版市勢統計

図2-4 事業所数、従業者数の業種別割合

(2) 商業における大規模事業者の動向

前計画策定以降、駅舎等の改修工事が進められ、平成21年には、武蔵境駅高架工事（駅舎部分を除く）が完了し、現在駅舎の改修工事が進められています。また、吉祥寺駅では、JRと京王電鉄の駅の改修工事が行われました。平成26年には吉祥寺駅南北自由通路がリニューアルされるとともに、吉祥寺駅舎工事が完了しました。これらの駅舎等の改修工事とともに、いわゆる「エキナカ」の商業施設が新設・リニューアルされています。（平成20年エミオ武蔵境店、平成21年アトレ吉祥寺、平成25年nonowa武蔵境、平成26年キラリナ京王吉祥寺店）

また、駅周辺の商業施設についても、既存施設のテナントの変更に伴うリニューアル（平成22年コピス、平成25年ドン・キホーテ吉祥寺駅前店）や大規模店舗の新設開店（平成26年ユニクロ吉祥寺店、LABI吉祥寺）が行われました。

それに伴い、現クリーンセンターに可燃物を持ち込む大規模事業者が増加しています。

3. ごみ排出量の将来推計

(1) ごみ排出量の将来推計の考え方

ごみ排出量の将来推計は一般的には、現状施策（ごみの排出抑制、再生利用）で、ごみの排出量が将来的にどのように変化するか（以下「現状のまま推移した場合」という。）を予測します。次いで、これに家庭、事業所等におけるごみの排出抑制、再生利用の促進のために実施する新たな施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量の予測を行います（図2-5）。

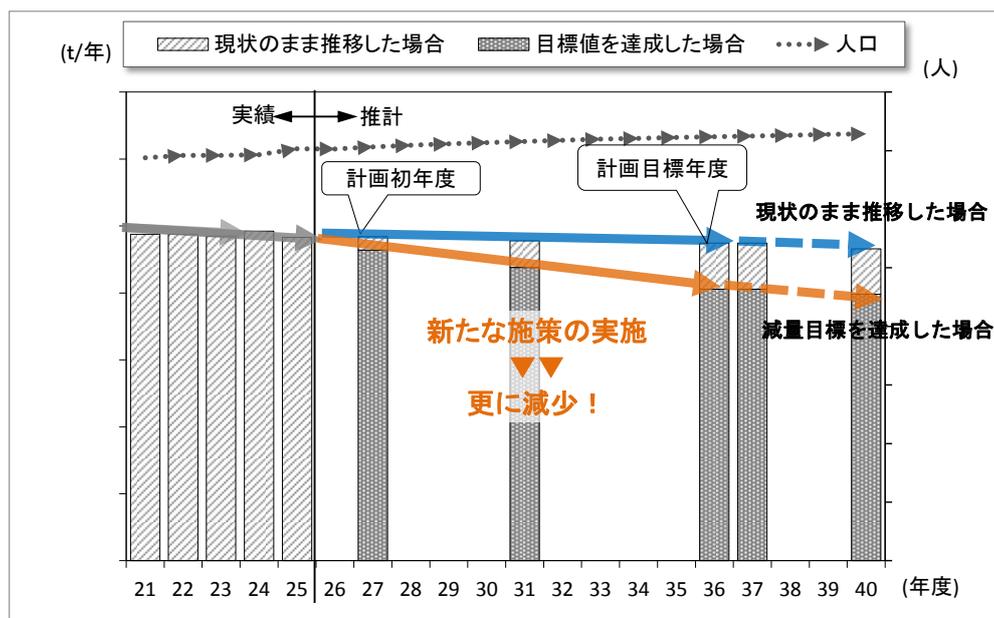


図 2-5 現状のまま推移した場合と減量目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測イメージ

(2) 現状のまま推移した場合のごみ排出量将来推計結果

本市の現状のまま推移した場合（以下「現状予測」という。）のごみ排出量の将来推計結果を図2-6に示します。本市では新たな施策等を見込まず、現状のままの施策の維持で、目標年度の平成36年度には、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は654g、ごみ発生量計は45,544tに増加すると推計しました。

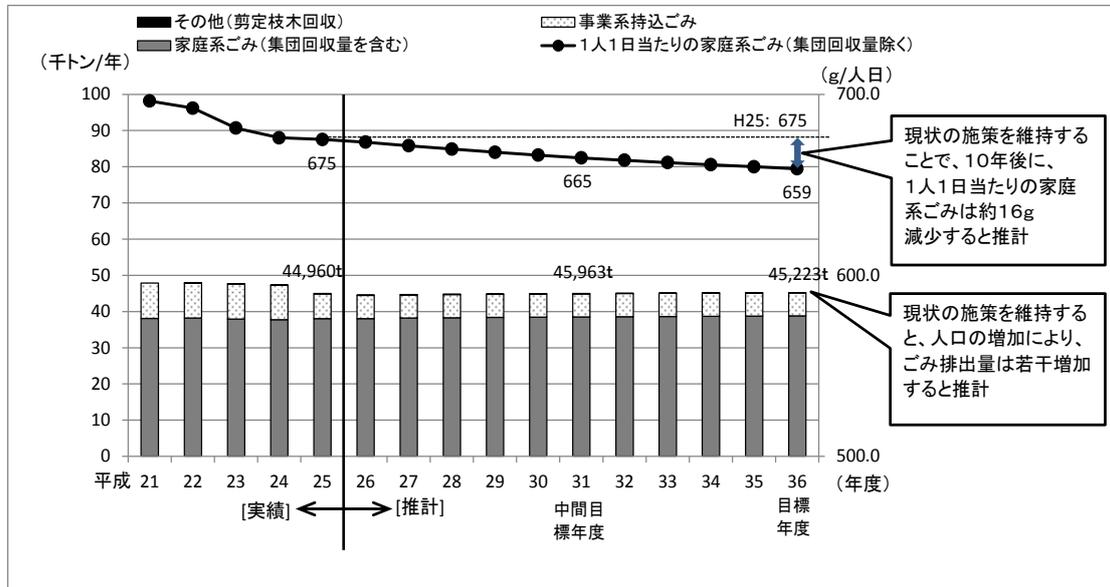


図2-6 現状のまま推移した場合のごみ排出量将来推計

3-2 計画目標

(1) ごみの発生抑制と資源化

武蔵野市における、市民一人1日当たりのごみ排出量（以下「原単位」という。）は674* g（平成25年度）と、多摩地域の各市と比較して多量となっています。平成18年度の前単位766gから、市民や事業者の努力により、大幅に減少しましたが、まだまだ、多摩地区の平均値（611g）と比較して、超過しているのが現状です。

本市の人口は、今後増加が見込まれており、目標年次である平成36年には、人口が14万5千人近くとなり、平成25年より4千人近く人口が増える見込まれています。そのため、市民一人当たりのごみの原単位を維持するだけでは、市全体から発生するごみ量は増加してしまい、市外にあるごみの最終処分場にさらなる負担をかけることとなります。市全体のごみ発生量の抑制に向けては、今まで以上に市民一人ひとりがごみの減量を心掛けていく必要があります。あわせて、高齢者（65歳以上）人口割合の更なる増加が見込まれ、そのような社会の変化を見据えた事業の展開が求められています。

収集したごみから焼却等せずに資源化した割合は、平成16年の有料化後上昇し、平成17年度からは横ばいですが、平成25年度は増加に転じているため、今後の動向に注視が必要です。平成25年度より、小型家電リサイクル法が施行され、それに向けた対応を検討する必要があります。資源化処理については、ただ資源化率の向上を目指すのみではなく、環境負荷やコストを踏まえ、適正な処理方法を選択することにより、

一層の資源化施策を講じていく必要があります。

家庭系ごみの排出量については、ごみの分別を徹底して燃やすごみ・燃やさないごみを減らして資源に回すことは大切ですが、環境への負荷の低減と処理経費の削減を図る観点からも、資源物を含めたごみ発生量全体の抑制を行う必要があります。

また、本市のごみ処理はクリーンセンターでのごみの焼却により、全てのごみが無くなるものではなく、焼却灰や資源物の処理・処分は市外で行われています。現在、最終処分場については、日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場の埋め立てが終了した場合、次候補地の見込みがありませんので、施設の延命のために、多額のコストをかけて焼却灰のエコセメント化を行っています。一日でも長く、最終処分場を使用するためにも、ごみ発生量全体の抑制を行う必要があります。

本市では平成22年5月から「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」を掲げて、ごみ減量に取り組んできました。そこで、上記のごみ減量が必要な状況を踏まえ、本計画の目標年度である平成36年度に「市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の600gを目標値として設定します。

また、事業系持込ごみ年間排出量については、平成14年から開始された多量排出事業者に対する立入検査等の事業系ごみ減量指導の強化及び平成25年4月の事業系一般廃棄物処理手数料の改定により、平成13年度比で削減量約9,000t・減量率57%と持込量が大きく削減されたところです。しかし、多量排出事業者の増加及び事業系生ごみを資源化している登録再生利用事業者の動向により、持込量の増加の傾向がみられるため、計画目標を6,370tと設定します。

なお、ごみの発生抑制・排出抑制、再利用等を推進していく上では、大量消費・大量リサイクルの構図からの脱却は必要ですが、未だごみとして排出される資源化可能な資源物が認められることから、資源化の徹底は必要と考え、現状よりも増加したりリサイクル率を目標値として設定します。

廃棄物処理において、最終処分場の継続的利用は最大の課題です。そのため、最終処分場の継続的利用と焼却灰からエコセメントを製造するコストの削減に繋がる最終処分量の削減について、東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容（量）化基本計画で定められた配分量を順守することを目標とします。

当面、本市では焼却処理量、最終処分量などの処理を必要とするごみ量の削減は排出抑制と、資源化の両面で取り組むこととします。

*多摩地区の原単位の平均値（611g）は多摩地域ごみ実態調査（東京市町村自治調査会作成）によるもので、各自治体の平成25年度の年間ごみ排出量と、同年10月1日現在の人口を基に算出されています。比較のために同一条件で算出したため、上記文章中の武蔵野市の原単位は674gとなります。

表 2-1 計画目標

目標\年度	H25（実績値）	目標値（H36）	H25比
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	675 g / (人・日)	600 g / (人・日) 以下	75g 削減 (11%削減)
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	6,862 t /年	6,370 t /年	492t削減 (7.2%削減)

表 2-2 計画目標

目標
最終処分量の削減 (東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量の順守)

表 2-3 多摩地域における武蔵野市のごみ量について

	武蔵野市	最大市	最少市	平均	武蔵野市の 順位*
可燃ごみ	410.9 g	511.6 g	285.6 g	395.2 g	15 位
不燃ごみ	24.3 g	87.0 g	19.2 g	45.7 g	3 位
資源ごみ	210.1 g	237.7 g	109.4 g	168.2 g	22 位
粗大ごみ	26.8 g	27.2 g	1.5 g	13.5 g	25 位
有害ごみ	1.8 g	1.8 g 武蔵野市	0.7 g	1.0 g	26 位
小計	674.0 g	780.9 g	548.8 g	623.6 g	22 位

*【多摩地域ごみ実態調査 平成 25 年度統計】における一人一日あたりの市収集量

*順位は少ないほうからの順位

(2) ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減

一般廃棄物処理事業を推進していく中で、事業に係るコスト分析・評価を行い、社会経済的に効率的であり、環境面でも有意な事業となるように努めます。

現在でも一般廃棄物処理事業に係るコストの分析方法について、市町村毎にコストの計算方法、範囲、区分の整合性が図られていません。また、このような背景から平成19年6月環境省より示された、コスト分析の標準的手法である「一般廃棄物会計基準」についても、他自治体のデータが少なすぎるため、現状でのコスト分析・評価のツールとしては有効な手法となっていません。

本市のごみ処理・資源化については、市内では完結せず、市外の施設でも処理・処分を行っています。市内には中間処理施設としてのクリーンセンターを唯一有していますが、その他に、日の出町の最終処分場や瑞穂町等の民間資源化施設などでも処理・処分を行うことで、本市のごみ処理システムは成り立っています。そのため、運搬等に係る経費が併せて必要となり、自区内処理を行う場合より、コストだけでなく環境負荷もかけています。そのことを踏まえつつ、多摩地域ごみ実態調査や他自治体への聞き取り等に基づき、分析を行うことで、事業の改善及びコストの効率化を図ります。

なお、事業経費が、法的な要請、社会経済状況、そして、新クリーンセンターの運営の見直しにより左右されるため、一般廃棄物処理に係る経費の数値目標は設定するものではありませんが、経費とその内訳について、わかりやすい内容で公表していきます。

また、本市における収集・運搬に関しては、主たる経費である委託料の内訳が収集方法や収集頻度に基づく、人件費や燃料も含めた車両等の経費であるため、コストと環境負荷が概ね比例関係にあると考えられます。事業の効率化を通じて、環境負荷の低減に努めます。

なお、温室効果ガスの排出量については、地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインに示された、クリーンセンターでの焼却処理に伴って排出される温室効果ガスについて、東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容（量）化計画で定められた配分量に基づき、目標とします。

表 2-4 計画目標

目標	
事業の改善及びコストの効率化（経費とその内訳のわかりやすい内容での周知）	
クリーンセンターでの焼却処理に伴って排出される温室効果ガスの削減 （東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容（量）化計画で定められた配分量に基づく）	

表 2-5 処理経費の推移

（単位：千円）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収集・運搬費	1,543,605	1,497,522	1,423,113	1,387,910	1,384,222
中間処理費	1,525,419	1,349,210	1,516,966	1,191,264	1,035,425
最終処分費	401,919	408,479	405,311	409,777	408,653
減量・資源化対策費	100,260	106,933	84,449	87,611	98,000
ごみ処理経費計	3,571,202	3,362,144	3,429,839	3,076,562	2,926,301
ごみ処理経費（円/人）	25,991	24,347	24,804	22,177	20,847

表 2-6 ごみ排出量の推移

年度	収集対象人口	家庭ごみ収集						事業者の搬入による可燃ごみ	合計	年間1人あたり排出量	1日1人あたり排出量	家庭系ごみ1人1日あたり排出量
		燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	有害ごみ	収集量計					
	人	t	t	t	t	t	t	t	t	kg	g	g
21	137,551	21,230	1,208	1,395	10,992	98	34,923	9,785	44,708	325	890	695.6
22	138,294	21,332	1,272	1,384	10,813	100	34,901	9,562	44,463	322	881	691.4
23	138,278	21,137	1,262	1,401	10,497	94	34,391	9,731	44,122	319	872	679.5
24	138,582	21,063	1,258	1,358	10,458	93	34,230	9,494	43,724	316	864	676.7
25	140,598	21,089	1,246	1,377	10,782	92	34,586	6,862	41,448	295	808	674.0

* 人口は各年度10月1日付けの住民基本台帳人口で、外国人登録者含む

* 粗大ごみには、粗大ごみ再生分を含む

* 資源ごみは、古紙・ビン・缶・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装の資源収集合計に、排出抑制した量(拠点回収・剪定枝木回収分)を加えたもの。剪定枝木には公園等の分は含まない(家庭から排出されたもののみ)

* 集団回収分は含まない

* 小数点以下は端数処理をしているので、合計が合わない場合がある

3-3 計画目標を達成した場合のごみ排出量将来推計結果

計画目標「市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」600gは、平成25年度実績から75g削減ですが、本市の現状予測では平成36年度の「市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を659gと推計しています。従って、減量目標を達成するためには、現状からさらに59gの排出抑制が必要となります（図2-7）。

また、「リサイクル率」は、現状予測では32%であることから38%以上とするために、新たな資源化の施策を展開します（図2-8）。

「市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」「リサイクル率」も目標達成した場合（以下「目標予測」という。）、図2-9に示すように、本市の将来人口によるごみ排出量は約4万2千t/年になり、平成25年度実績より、人口増加にも関わらず、約3千tの削減になると推計します。これらの計画目標を実現するため。次章「今後求められる取り組み」に本市が取り組む主な施策を示します。

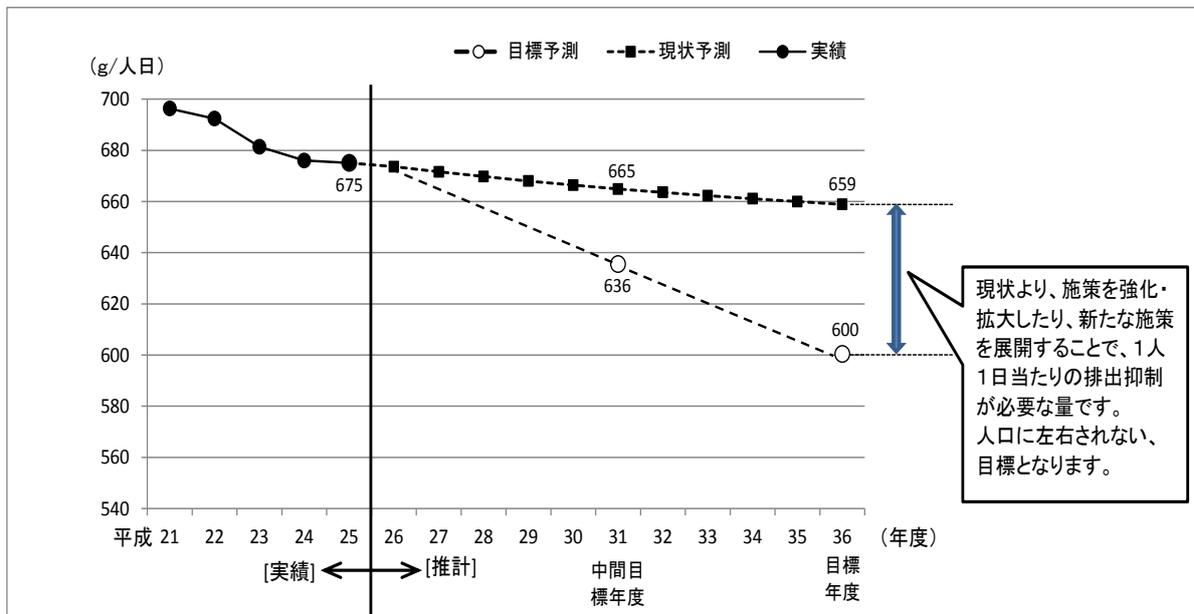


図2-7 減量目標達成した場合の市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

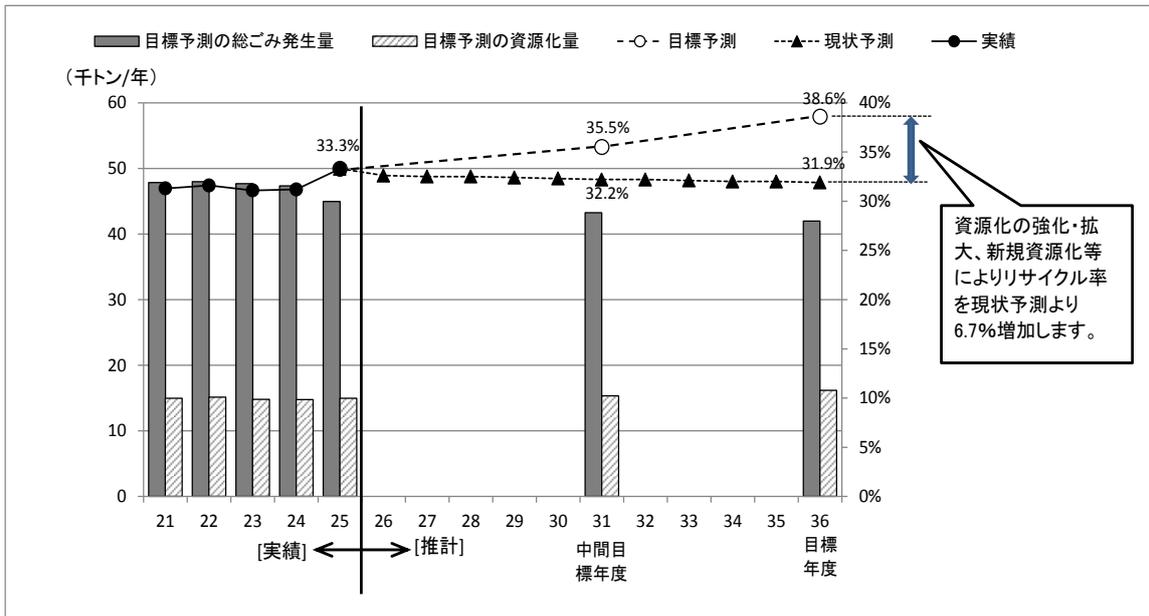


図 2-8 減量目標達成した場合のリサイクル率

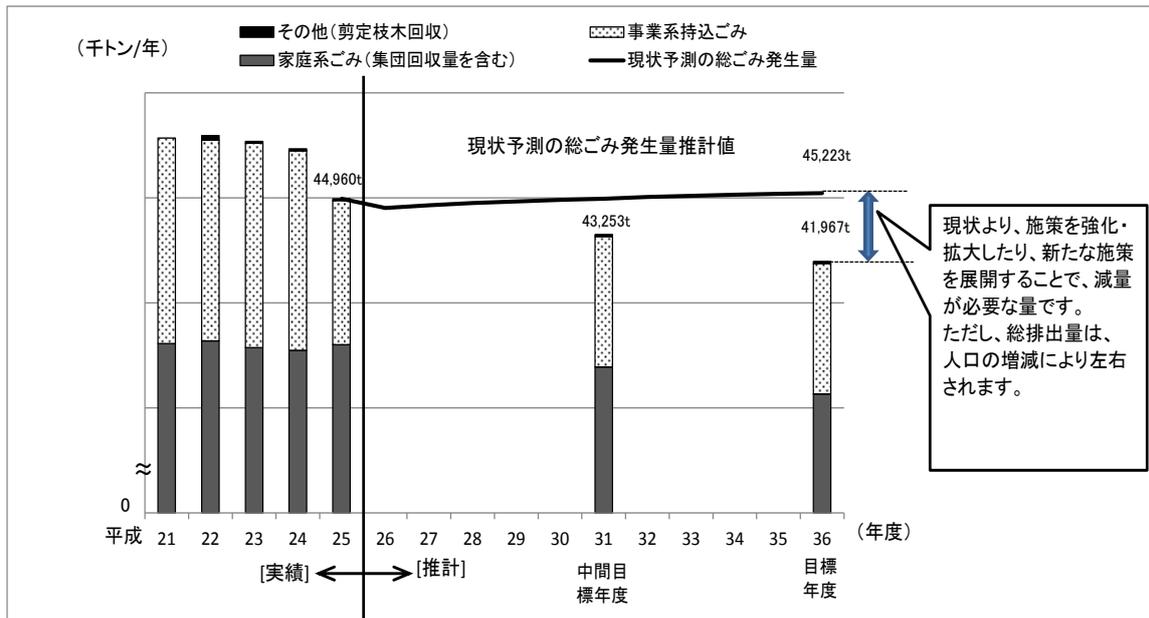


図 2-9 減量目標達成した場合のごみ排出量将来推計

第4章 今後求められる取り組み

今後、10年間で本市が取り組む主な施策を以下に示します。

4-1 主な施策

1. 連携の推進

(1) 市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充

本市では、さまざまな市民活動団体がごみ減量・資源化に関する活動を行っています。市民活動団体による活動がより活発に行われるよう、市民団体と市との連携を推進します。市は、その責任において、効果的効率的にごみ処理を行うとともに、ごみの実態を把握し、その現状を広く正確に伝え、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組むべき理由を明らかにします。また、市民団体は、望ましい先駆的な取り組みや、有意義ではあるが専門的であるがゆえに参加者が見込めない事業等、行政では行き届かない、あるいは、草の根的な手法が有効な身近な活動を、顔と顔が見える関係の中で行っていきます。広く市民を対象とする市の事業との役割分担を意識し、市民の興味・関心に応じた対応や参加が可能となるよう、市民団体との連携を図ります。

また、環境啓発イベント等への参加・出展により団体や市民との交流の場を提供するとともに、環境部メールマガジンによる啓発イベントの情報提供を行うことで、団体間の連携や市民の団体への参加の促進に取り組みます。

[主な事業案]

- 環境啓発イベント等への参加・出展による団体間交流の場の提供
- 環境部メールマガジン等による情報提供
- 市民団体・事業者団体等及び市と連携したキャンペーンの実施
- クリーンむさしのを推進する会をはじめとする市民団体*との連携

*クリーンむさしのを推進する会は、ごみの発生抑制・排出抑制のための地域活動をする市民の自主的な団体です。昭和57年、現クリーンセンターの建設に際して、ごみ処理のあり方の検討や市民のごみ減量の実践活動のために発足しました。市内においては、さまざまな市民団体がごみの発生抑制・排出抑制等の活動をしています。

2. ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制

(1) 排出者責任の明確化（ごみ発生量の減量の徹底）

ごみの発生を抑制するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し、行動することが重要です。

ペットボトル等の使い捨て容器を多用するライフスタイルを見直す、飲食店（イベント時も含む）での使い捨て食器をリターナブル製品へ変更する、販売店が不要品（新聞・紙製容器包装・ペットボトル・トレイ等）の自主回収を極力行う等、ごみや資源物を減らす取り組みが必要です。

市民・事業者のごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう広く呼びかけるとともに必要となる支援や仕組みづくりについて検討・実施します。

容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方などの抜本的な問題の解決には、法制度のさらなる見直しが必要な状況です。これらの適正化にあたり拡大生産者責任の考え方をベースに、今後も機会あるごとに東京都や多摩地域の自治体等と協力・連携し、引き続き国等への働きかけを行います。

[主な事業案]

- 各主体に対してごみや資源物を減らす自主的な取り組みの啓発・推進
- 不要となった紙製容器包装・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を極力行うことと、発生抑制に努めるよう、販売店への誘導
- ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについての研究
- 都及び多摩地域の自治体と連携協力した、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方についての国等への働きかけ

(2) ごみと資源物の取り扱いの適正化

家庭ごみ有料化を実施してもなお、市民一人1日当たりのごみ排出量は多摩地域の平均を大きく上回っています。市民一人当たりのごみ排出量やごみ処理コスト等について多摩地域の各市町村との比較状況等を公表することにより、ごみ減量の動機付けになるような啓発を行っていきます。また、ごみ・資源物の排出に伴う環境負荷についても啓発を行っていきます。

可燃ごみについては、資源化できる紙類や容器包装プラスチックなどが二割近く含まれているため、分別の徹底について普及啓発を強化していきます。

不燃ごみ・資源物の取り扱いの適正化については、ごみ・資源物の減量あるいは排出者責任に基づく拠点回収等への取り組みにつながることを重要です。

不燃物については、民間事業者の動向を踏まえた小型家電リサイクル法への対応の検討とともに、分別項目の見直しについても検討します。また、資源物については、上記に資するよう、有料化や収集頻度の見直しについて検討します。

取扱の変更にあたっては、不法投棄の状況について併せて調査・把握し、不適正処理や不法投棄の防止に努めるとともに、今後の施策展開の検討に役立てていきます。

[主な事業案]

- 資源物の収集頻度の見直しの検討
- 分別徹底の普及啓発
- 不燃ごみの収集頻度の見直しの検討
- 資源物の有料化の検討
- 環境負荷及びコストの両面から、ごみ減量への動機付けとなる啓発事業を実施
- 不適正処理や不法投棄について、調査・把握と、必要に応じた防止の指導・徹底
- ごみ・資源物の減量につながる経済的インセンティブの導入についての検討
- 有料化による減量効果の達成状況の定期的な点検・評価を実施

(3) 事業者としての市の率直的取り組み

本市は環境マネジメントシステムISO14001の取得、本庁舎廃棄物立入検査を含む庁舎内におけるごみ分別資源化指導等、市自らが率先して環境配慮への取り組みを推進しています。事業者としての市役所は模範的な取り組みを率先し、分別の徹底や必要な資源化等をさらに推進していくとともに、発生抑制についてもより一層取り組みます。取り組み等については、市内事業所の参考となるよう、公表を行います。

また、省エネ行動に努めるとともに、新クリーンセンターの稼働時においては、廃棄物の焼却により発電した電力の合理的な活用等に努めます。

[主な事業案]

- エコパートナー認定事業者の優良事業者と同等レベルの取り組みの維持
- 新クリーンセンター稼働後は、新クリーンセンターをエネルギー供給センターと位置付け、近隣公共施設へエネルギーを供給するとともに、受け側の公共施設（市役所本庁舎・総合体育館）においても省エネ等の取り組みを推進

(4) 事業系一般廃棄物減量資源化の取り組み

適正負担のための処理手数料改定により、事業系持ち込みごみ量は減っていますが、今後も継続した減量並びに資源化指導を実施します。

多量排出事業者への現在の立入検査によるきめ細かな減量資源化指導を維持します。それ以外の準多量排出事業者等についても、必要に応じて、紙ごみ、生ごみの分別・減量資源化を促します。また、行政収集へ移行する小規模事業者への指導を強化し、適正排出率の維持向上を図ります。

さらに、製造・流通事業者の拡大生産者責任による自主回収を促すほか、商品の販売時における簡易包装化や賞味期限切れによる廃棄物の発生抑制等について働きかけを行います。

[主な事業案]

- 多量排出事業所への指導の継続
- 事業所への指導項目を、ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）認定表彰事業の項目と整合させることでの指導の充実・強化と企業の環境行動への誘導
- 製造・流通事業者を含めた事業者によるプラスチック及び紙製容器包装等の自主回収及び廃棄物の発生抑制の促進のための、市による働きかけ

3. 普及啓発の充実・拡充

平成25年度に実施された、ごみ排出実態調査により、世帯の人員数や世代といったライフスタイルごとに、ごみ排出量やごみの組成の傾向が異なることが示されると同時に、市民に正しい情報が届いてないことや、わかりやすい啓発活動ができていないことも明らかになりました。家庭ごみの発生抑制というテーマに対し、より効果的な啓発となるよう、さらなる現状把握・分析を行い市民の心に響く普及啓発活動を展開します。

(1) わかりやすい啓発活動

最終処分場である二ツ塚処分場は、日の出町のみなさんのご理解のもと受け入れていただいていることや、次の処分場が見込めないこと。クリーンセンターについても近隣の住民の方々のご理解により受入いただいていること、また、ごみ問題は環境問題であるにとどまらず多額の経費が必要とされる事業であること等、自らの重大な問題であることを周知し、市民や事業者が理解することは重要です。その際、市は、ごみ減量行動等を行う意義・理由等を、わかりやすく、かつ、それぞれの主体の日々の取り組みのきっかけとなるよう周知する必要があります。これらの啓発事業について、市は継続するとともに、総合的に実施します。

市は、ごみ排出実態調査を踏まえるとともに、市民のライフスタイル毎のごみの排出実態をより明確に把握するよう努めます。その上で、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組むべき理由が明らかとなるような啓発を行います。啓発事業は市民にわかりやすく、しかも効果的なものとなるよう、事業対象のライフスタイルを意識した啓発活動を市報、市ホームページ、「ごみ便利帳」「武蔵野ごみニュース」「事業系分別・減量資源化の手引き」等の既存の情報伝達内容の充実も含めて検討し、実施します。また、広く市民を対象とした手軽でわかりやすい取り組みや情報提供と共に、生ごみの堆肥化等日常生活において若干手間がかかる、あるいは専門性が必要な取り組みや情報提供を、適切に組み合わせ、また、市民団体との協働を進める中で、全体としての啓発事業を効果的に実施します。

本市は、単身世帯・若年層等移動の多い世帯が人口の約1割を占めており、これらの世帯への啓発も重要です。単身世帯・若年層等への啓発として、必要な情報の提供等、転入時の意識付けを行います。

家庭ごみの発生抑制に当たり、その前提として消費生活における不要なものの排除が必要です。まずは、市民は、マイバックを持参することで不必要なレジ袋をもらわない、過剰包装品を購入しないとといった心がけ・取り組みが必要です。また、販売・製造事業者は、店頭で販売する商品の簡易包装化、レジ袋の辞退率の向上など、提供する側での不要なものを減らす仕組みづくりが広がっています。

市は、市民がマイバックを持参することによるレジ袋削減キャンペーンを一つの例として消費活動における不要なものを排除し、家庭ごみの発生抑制に心がけるようなライフスタイルへ転換するように啓発活動を推進していきます。

また、家庭ごみの排出抑制については、可燃物や不燃物に含まれる資源物の分別の徹底等、様々な手法について周知し、啓発を行います。

[主な事業案]

- 夏休みごみ探検隊 ○ごみの行方を知るツアー ○3R環境啓発講座
- 市民ワークショップ ○市民協働による排出指導の推進 ○環境フェスタ
- ごみ排出実態調査の結果を踏まえて、世帯別、年代別等の実態に合ったわかりやすい啓発事業の実施(ライフスタイルを変える)
- 包装の簡易化やマイバック活動の意義・取り組みを、市民・事業者に啓発
- レジ袋削減プチエコキャンペーン ○マイボトル・マイカップキャンペーン

(2) 情報提供の推進

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の各過程において、多額の経費や温室効果ガスの排出等、環境への負荷がかかっている現状があります。

ごみの発生抑制・排出抑制の動機付けを図るためにも、ごみ処理経費や処理に係る環境負荷等の必要な情報を、「ごみ便利帳」「武蔵野ごみニュース」や市報、ホームページ等によりわかりやすく提供していきます。

また、誰でも容易にごみの情報にアクセスできるごみ総合アプリの開発・運用を地域連携で行います。

[主な事業案]

- 市報、市ホームページの内容の検討 ○ごみ総合アプリの開発・運用
- ごみニュース ○ごみ便利帳の内容の充実
- ごみ処理コスト環境負荷の周知 ○ごみの行方、最終処分の広報
- エコクッキング

(3) 環境学習

小学生等若年層に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がります。

す。また、ごみについての取り組みを小さな頃から行うことにより、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化にも繋がります。ごみ問題を身近な自分の問題として考えるきっかけとなるような教育委員会の副読本作成への協力や、ごみの状況や分別や生ごみ堆肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行うゲストティーチャーの派遣、クリーンセンター施設等の見学等、現在実施している各種事業の継続・拡充を図っていきます。

[主な事業案]

- 副読本をごみや環境問題に関する社会情勢の変化に合わせて改訂（副読本等を利用した環境教育の実施）
- ゲストティーチャー（出前講座）の実施
- 小学4年生のクリーンセンター社会科見学を契機に、次の世代への環境学習を実施（環境啓発施設の開設）

（４）優良事業者への表彰制度の推進

市は、事業者に対して、ごみ減量・資源化等の啓発を行うとともに、優良事業者に対する顕彰を行います。事業者に資源化や環境負荷の低減を動機付ける制度である優良事業者への表彰制度の見直しを平成26年度に行い、対象者を拡大しました。準多量排出事業者等拡大した対象者に対して、周知するとともに参加事業者を増やすよう努め、優良事業者表彰制度を推進します。

[主な事業案]

- ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）認定表彰事業の推進（多量及び準多量事業所）
- 事業所への指導項目をEcoパートナー表彰事業の項目と整合させ、併せて当該事業の周知と環境行動への誘導

4. ごみ処理の効率化・環境負荷の低減

（１）ごみ処理・資源化経費の経済性の向上

平成25年度のし尿処理費を除くごみ処理経費については、収集・運搬、中間処理、最終処分等の総額で29億3千万円であり、市一般会計歳出額の5%を占めています。ごみの発生量からみると、1トン当たり6万5千円、ごみ処理人口からみると一人当たり年間2万1千円もの経費がかかっています。

一方、本市へのごみ処理手数料収入は、平成25年度の家庭・事業系ごみ及び粗大ごみ合計で6億3千万円であり、ごみ処理経費の約2割に相当する収入となっています。

こうした多額のごみ処理経費に対して、常に見直しを進め経済性の向上に努めます。

資源化経費の経済性を向上する観点から、処理品目、処理方法ごとに、費用対効果の低いものについて、その環境負荷も見据えながら回収方法の見直しを検討します。

また、他自治体とのコスト比較のために有効な手法についても研究を行います。

[主な事業案]

- ごみ処理経費の軽減
- 緊急対応業務等委託化
- 新処理施設の効率的な運営
- 他市等とのコスト比較の研究

(2) 収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減

ごみ処理総額のうち、収集・運搬に係る経費は、収集方法や回収頻度といった直接的な市民サービスに係るものであり、平成25年度は13億8千円がかかっています。ごみの収集方法・頻度については、ごみ量の推移を見ながら、市民に過剰な負担を強いることなく、また、行政サービスが過剰にならないよう、適正化について検討します。

また、収集・運搬業務について、効果的・効率的なあり方について検討するとともに、適正な委託化に努めます。

[主な事業案]

- 資源ごみの収集頻度の見直し検討
- 不燃物の収集頻度の見直し検討
- 資源ごみの処理方法、処理施設の調査研究・検討
- 苦情対応、ごみ置場申請対応等を行う緊急対応業務等の委託化

(3) 容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底

プラスチック製容器包装の分別の周知徹底については、継続して取り組みを行います。併せて、コストと環境負荷を踏まえた、適正な取り扱いについて検討します。

また、容器包装リサイクル事業の法制度の見直しについては、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方などの抜本的な問題の解決について、今後も機会あるごとに東京都や国に要望を行っていきます。

[主な事業案]

- 資源物の回収
- 適正な分別についての啓発
- トータルな環境負荷の低減という見地からサーマルリサイクルの可能性などについて検討

(4) 小型家電リサイクルの検討

不燃・粗大ごみから小型家電製品をピックアップ回収する、都市鉱山事業を継続します。また、小型家電製品回収に関して、採算事業としての民間事業を注視し、適正な営利事業を阻害しない形で、環境負荷及び行政のコストがなるべく少なく、かつ持続可能な事業となるよう検討します。

[主な事業案]

- ピックアップ回収の継続（都市鉱山事業）
- イベント回収の実施
- 拠点回収の実施の検討
- 小型家電の行政収集手法の検討（採算事業としての民間事業を含めた）

(5) 生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の取り扱い

武蔵野クリーンセンターに搬入される可燃ごみの4割～5割は厨芥類(生ごみ)です。生ごみの資源化・減量化については、多量排出事業者に対する減量資源化指導を通じて、生ごみの資源化を推進します。また、市民及び団体の生ごみの資源化・減量化への取り組みの推進を図ります。

剪定枝の資源化については、引き続き推進を図ります。また、落ち葉等の資源化については、安全性の確認を行いながら、推進します。

現在、全市的な取扱いによる生ごみ回収から資源化処理にいたる現実的手法は、本市の地理的条件や経済効率性等において、多くの課題を有しています。そのため、市は生ごみの資源化・減量化についての情報提供・啓発を中心に行い、様々な手法についての研究を継続します。

[主な事業案]

- 各主体に対してごみや資源物を減らす自主的な取り組みの啓発・推進
- ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについての研究
- 事業者に対する生ごみ減量資源化指導の拡充
- 生ごみ堆肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行う環境教育の充実
- 将来的な広域連携による生ごみ資源化の研究

(6) 集団回収のあり方の検討

資源の有効活用及びごみの減量・問題に対する市民の関心を高めること等を目的とする集団回収事業は、自治会・町会が少なく、また、全ての地域を網羅する形で自治

会・町会がない本市において居住者間のコミュニティ育成にも一定の効果をあげてきましたが、これから一層進む高齢化にどう対応していくか、また、一部の大規模集合住宅における団体の活動では、ごみ減量資源化意識の向上、コミュニティ意識の育成に結び付いていないケースもあり、これら集団回収事業のあり方について検討します。

[主な事業案]

- 集団回収事業の意義の明確化とコストについての考え方の整理（集合住宅の管理組合等と地域型活動団体の活動内容を比較した補助金の見直しの検討。）
- 集団回収事業の継続

(7) 拠点回収のあり方の検討

拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収に委ねるため、ペットボトル及びトレイについて、市が回収を行う拠点回収を順次廃止してきました。牛乳パック及び廃食用油、年賀はがきの取扱いについても、処理経費と資源化効果等の点から実施継続について検討を行います。自主回収の拡充について、大規模事業所への立入検査等の機会を捉えて、事業者への働きかけ・提案を強化します。

[主な事業案]

- 牛乳パックの回収
- 家庭から出た廃食用油の回収
- 年賀はがきの回収
- 拠点回収のあり方についての検討（拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収の促進）

5. 今後求められるごみ処理施設等

(1) 新処理施設の稼働

平成20年度から新処理施設について、市民参加により検討を進めてきました。平成21年6月には「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」において提言を受け、周辺住民の方々のご理解とご協力のもと、現処理施設敷地内東側を新処理施設の整備用地とすることを市の責任において決定しました。その後も市民参加の委員会、協議会における議論を踏まえ、平成29年4月新処理施設の稼働を目指し、平成26年5月工事着手しました。新処理施設は、ごみ減量、資源化が進んだことを踏まえ、現処理施設に比べ、焼却処理能力は195t/日(65t/日×3炉)から120t/日(60t/日×2炉)、不燃・粗大ごみ処理能力は50t/5hから10t/5hに縮小されます。そのため、今後ごみ減量、資源化の推進が必要です。

[主な事業案]

- 平成29年4月からの稼働に向けた、新処理施設の建設

(2) 安全・安心な施設づくりとエネルギー供給システムの構築

平成23年7月に策定した新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画において、安全・安心な施設づくりを基本方針として、全国トップレベルの排ガス規制値を設定し、最新鋭の焼却処理システムを導入します。

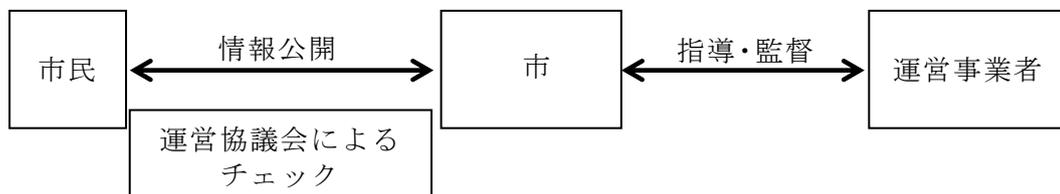
また、新処理施設は、焼却熱利用によるエネルギー供給システム(ごみ発電とそれを補完するガス・コージェネレーション)を導入し、周辺公共施設(市役所本庁舎・総合体育館・緑町コミュニティセンター)へ安定的にエネルギーを供給し、かつ災害時にもエネルギーを供給できるシステムを導入します。エネルギーの供給にあたっては、対象施設ごとのエネルギー消費の傾向を踏まえた上で、効率的な運用に努めます。

エネルギー供給システムの運転に当たっては平成29年度より20年間、新処理施設を運営する運営事業者と市の協力のもとエネルギーの有効かつ効率的な利用を図ります。

さらに、新処理施設の稼働後は、市の責任において、運営事業者の運営管理が要求水準書等に基づき、施設整備や運転管理等が適正に行われるよう指導・監督を行います。市は施設管理に関する業務責任者(技術管理者)を配置し、この責任者のもとに管理を行うとともに、運営事業者は、セルフモニタリングを行う体制を構築し、市においてもモニタリングを行います。

[主な事業案]

- エネルギー供給センターとしての新施設の建設にあたっての合理的なエネルギー供給手法の構築
- エネルギー管理計画に基づく組織設置とエネルギーの効率的利用
- 市による業務責任者の配置による管理、及び、運営事業者によるセルフモニタリングの実施
- 市による運営事業者に対する運営管理の要求水準書等に基づく指導・監督
- 施設の運営管理について、市から運営協議会に報告



(3) 環境啓発施設の整備

現処理施設の事務所棟・プラットホームを再利用し環境啓発施設の整備を進めます。本市における環境全般について、市民へのごみ減量・資源化推進も含めた、普及啓発機能・情報受発信機能を有するものとして検討します。

[主な事業案]

- 平成 31 年度、環境啓発施設の設置

(4) 広域連携の検討

ごみ処理において、環境負荷やコストの低減と言った見地から、本市単独で解決するよりも近隣地域との連携が望ましい分野については、広域的な取り組みの実現について検討します。

多摩地域ごみ処理広域支援体制や、近隣市とのごみ処理の相互協力などを足掛かりに広域連携のあり方について検討します。

[主な事業案]

- 施設の長期的整備、突発的な故障などに対応するための、多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持
- 施設の定期整備や緊急事態等に対応するため、近隣市とごみ処理の相互協力
- ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一、将来的なごみ処理の広域化についての近隣市との連携の可能性の検討
- 新処理施設稼働後のごみ処理施設のあり方の研究

(5) その他の検討事項

バイオマス系処理施設は、コスト面などから実現性は難しいことから、新処理施設においては、バイオマス系の焼却処理による熱回収（ごみ発電）により、国の制度であるバイオマス系に由来する電力としての再生可能エネルギー固定買い取り制度等の活用に向けた検討をします。

資源を選別・圧縮梱包・保管する資源化施設については、今後の処理方法、処理施設などについて、広域処理の可能性も含め、効率的で環境負荷の少ない処理形態を調査・検討します。

[主な事業案]

- バイオマス系に由来する電力としての再生可能エネルギー固定買い取り制度等の活用に向けた検討
- 資源の選別・圧縮梱包・保管について、効率的で環境負荷の少ない処理形態の調査・検討

6. 最終処分

(1) 埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用

不燃・粗大ごみの選別残さの焼却によって、現在不燃残さはゼロであり、焼却残さについても、最終処分場でのエコセメント化により、本市のごみは現在埋立て処分されていません。しかし、最終処分場を長期に使用できるよう、埋立処分を行わないために実施されているエコセメント化に伴う環境負荷や多額なコストの低減のためにも、焼却残さを減量することが必要です。新たな最終処分場の建設が困難な状況において、今後、埋立処分量ゼロを維持し続けることが最終処分場を有効利用するうえで重要であり、エコセメント事業を継続します。

[主な事業案]

- 埋立処分量ゼロの維持
- エコセメント事業を含め、埋立処分量ゼロを念頭とした次期中間処理システムの検討
- 「三多摩は一つなり交流事業」(最終処分場のある日の出町民と武蔵野市民の相互理解を図るための様々な交流事業)の実施

(2) エコセメント事業への支援

日の出町住民のご理解・ご協力の基に建設された二ツ塚廃棄物広域処分場内において、平成18年7月より東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設が稼働し、焼却残さのエコセメント化事業が開始されています。エコセメントは、多摩地域各市町から排出されたごみの焼却残さを原料に土木建築資材として再利用するものであり、エコセメント事業を推進していくためには、地域内で使用促進することが必要です。

本市の公共事業等においてエコセメントを優先調達物品として率先して使用することにより、事業を支援していきます。

[主な事業案]

- エコセメントの率先使用

7. 災害時の対応

(1) 災害時の体制整備

地震等の災害時においては、迅速かつ適正な廃棄物処理が必要となります。災害がれき等の処理については、武蔵野市地域防災計画に基づき、仮置き場の確保に努めるとともに、収集運搬および処理体制の構築を図ります。また、生活ごみも含めた廃棄物全般の処理について、最終処分場を運営する東京たま広域資源循環組合や民間事業者と連携しながら処理体制の維持に努めます。一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になったり、バキュームカーによる収集運搬が困難になる事も考えら

れるため、災害時の家庭ごみの処理とし尿処理についても一体的に検討を進めます。

[主な事業案]

- 災害時廃棄物・がれき処理等のマニュアル整備

4-2 計画の体系

表 2-7 計画の体系

基本施策	施策	計画事業（案）
1. 連携の推進	(1) 市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充	環境啓発イベント等への参加・出展による団体間交流の場の提供
		環境部メールマガジン等による情報提供
		市民団体・事業者団体等及び市と連携したキャンペーンの実施
		クリーンむさしのを推進する会をはじめとする市民団体との連携
2. ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制	(1) 排出者責任の明確化（ごみ発生量の減量の徹底）	各主体に対してごみや資源物を減らす自主的な取り組みの啓発・推進
		不要となった紙製容器包装・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を極力行うことと、発生抑制に努めるよう、販売店への誘導
		ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについての研究
		都及び多摩地域の自治体と連携協力した、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方についての国等への働きかけ
	(2) ごみと資源物の取り扱いの適正化	資源物の収集頻度の見直しの検討
		分別徹底の普及啓発
		不燃ごみの収集頻度の見直しの検討
		資源物の有料化の検討
		環境負荷及びコストの両面から、ごみ減量への動機付けとなる啓発事業を実施
		不適正処理や不法投棄について、調査・把握と、必要に応じた防止の指導・徹底
		ごみ・資源物の減量につながる経済的インセンティブの導入についての検討
		有料化による減量効果の達成状況の定期的な点検・評価を実施
	(3) 事業者としての市の率直的取り組み	エコパートナー認定事業者の優良事業者と同等レベルの取り組みの維持
		新クリーンセンター稼働後は、新クリーンセンターをエネルギー供給センターと位置付け、近隣公共施設へエネルギーを供給するとともに、受け側の公共施設（市役所本庁舎・総合体育館）においても省エネ等の取り組みを推進
	(4) 事業系一般廃棄物減量資源化の取り組み	多量排出事業所への指導の継続
		事業所への指導項目を、ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）認定表彰事業の項目と整合させることでの指導の充実・強化と企業の環境行動への誘導
		製造・流通事業者を含めた事業者によるプラスチック及び紙製容器包装等の自主回収及び廃棄物の発生抑制の促進のための、市による働きかけ

基本施策	施策	計画事業（案）
3. 普及啓発の充実・拡充	(1) わかりやすい啓発活動	夏休みごみ探検隊
		ごみの行方を知るツアー
		3 R 環境啓発講座
		市民ワークショップ
		市民協働による排出指導の推進
		環境フェスタ
		ごみ排出実態調査の結果を踏まえて、世帯別、年代別等の実態に合ったわかりやすい啓発事業の実施(ライフスタイルを変える)
		包装の簡易化やマイバック活動の意義・取り組みを、市民・事業者に啓発
		レジ袋削減プチエコキャンペーン
		マイボトル・マイカップキャンペーン
	(2) 情報提供の推進	市報、市ホームページの内容の検討
		ごみ総合アプリの開発・運用
		ごみニュース
		ごみ便利帳の内容の充実
		ごみ処理コスト環境負荷の周知
		ごみの行方、最終処分の広報
		エコクッキング
	(3) 環境学習	副読本をごみや環境問題に関する社会情勢の変化に合わせて改訂(副読本等を利用した環境教育の実施)
		ゲストティーチャー(出前講座)の実施
		小学4年生のクリーンセンター社会科見学を契機に、次の世代への環境学習を実施(環境啓発施設の開設)
(4) 優良事業者への表彰制度の推進	ごみ減量資源化推進事業者(Ecoパートナー)認定表彰事業の推進(多量及び準多量事業所)	
	事業所への指導項目をEcoパートナー表彰事業の項目と整合させ、併せて当該事業の周知と環境行動への誘導	

基本施策	施策	計画事業（案）
4. ごみ処理の効率化・環境負荷の低減	(1) ごみ処理・資源化経費の経済性の向上	<p>ごみ処理経費の軽減</p> <p>緊急対応業務等委託化</p> <p>新処理施設の効率的な運営</p> <p>他市等とのコスト比較の研究</p>
	(2) 収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減	<p>資源ごみの収集頻度の見直し検討</p> <p>不燃物の収集頻度の見直し検討</p> <p>資源ごみの処理方法、処理施設の調査研究・検討</p> <p>苦情対応、ごみ置場申請対応等を行う緊急対応業務等の委託化</p>
	(3) 容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底	<p>資源物の回収</p> <p>適正な分別についての啓発</p> <p>トータルな環境負荷の低減という見地からサーマルリサイクルの可能性などについて検討</p>
	(4) 小型家電リサイクルの検討(新規)	<p>ピックアップ回収の継続（都市鉱山事業）</p> <p>イベント回収の実施</p> <p>拠点回収の実施の検討</p> <p>小型家電の行政収集手法の検討（採算事業としての民間事業を含めた）</p>
	(5) 生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の取り扱い	<p>各主体に対してごみや資源物を減らす自主的な取り組みの啓発・推進</p> <p>ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについての研究</p> <p>事業者に対する生ごみ減量資源化指導の拡充</p> <p>生ごみ堆肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行う環境教育の充実</p> <p>将来的な広域連携による生ごみ資源化の研究</p>
	(6) 集団回収のあり方の検討	<p>集団回収事業の意義の明確化とコストについての考え方の整理(集合住宅の管理組合等と地域型活動団体の活動内容を比較した補助金の見直しの検討。)</p> <p>集団回収事業の継続</p>
	(7) 拠点回収のあり方の検討	<p>牛乳パックの回収</p> <p>家庭から出た廃食用油の回収</p> <p>年賀はがきの回収</p> <p>拠点回収のあり方についての検討(拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収の促進)</p>

基本施策	施策	計画事業（案）
5. 今後求められるごみ処理施設等	(1) 新処理施設の稼働	平成 29 年 4 月からの稼働に向けた、新処理施設の建設
	(2) 安全・安心な施設づくりとエネルギー供給システムの構築	エネルギー供給センターとしての新施設の建設にあたっての合理的なエネルギー供給手法の構築
		エネルギー管理計画に基づく組織設置とエネルギーの効率的利用
		市による業務責任者の配置による管理、及び、運営事業者によるセルフモニタリングの実施
		市による運営事業者に対する運営管理の要求水準書等に基づく指導・監督
	(3) 環境啓発施設の整備	平成 31 年度、環境啓発施設の設置
	(4) 広域連携の検討	施設の長期的整備、突発的な故障などに対応するための、多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持
		施設の定期整備や緊急事態等に対応するため、近隣市とごみ処理の相互協力
		ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一、将来的なごみ処理の広域化についての近隣市との連携の可能性の検討
		新処理施設稼働後のごみ処理施設のあり方の研究
	(5) その他の検討事項	バイオマス系に由来する電力としての再生可能エネルギー固定買い取り制度等の活用に向けた検討
資源の選別・圧縮梱包・保管について、効率的で環境負荷の少ない処理形態の調査・検討		
6. 最終処分	(1) 埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用	埋立処分量ゼロの維持
		エコセメント事業を含め、埋立処分量ゼロを念頭とした次期中間処理システムの検討
	「三多摩は一つなり交流事業」（最終処分場のある日の出町民と武蔵野市民の相互理解を図るための様々な交流事業）の実施	
(2) エコセメント事業への支援	エコセメントの率先使用	
7. 災害時の対応	(1) 災害時の体制整備	災害時廃棄物・がれき処理等のマニュアル整備

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

市の下水道整備事業については昭和40年代に大きな進展があり、昭和62年度には公共下水道の普及率は100%に達しました。これにより、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理されることとなりましたが、市内に一部残る水洗化されていない一般家庭の汲み取り式便所や、建築現場等の仮設トイレから排出されるし尿については、いまだに汲み取りによる収集運搬・処理が必要とされています。これらのし尿については一般廃棄物として市が民間委託により収集を行い、一部事務組合として武蔵村山市に設置された湖南衛生組合処理場へ運搬し処理しています。

昭和36年に設置された同組合は、公共下水道の進展とともにし尿及び汚泥の処理量が激減し、現在ではピーク時の100分の1程度となっています。また、設置後50年を経過した施設の老朽化の問題もあるため、より効率的な事業展開を行うため、総合的な整備事業を行っています。

[湖南衛生組合総合整備事業]

○湖南衛生組合の組織市において発生するし尿の量は漸減傾向にあるものの、引き続き、し尿の共同処理を行う必要があり、処理量に見合った新処理施設等の整備、不用施設の解体・撤去及び土地の有効活用を行うため、湖南衛生組合が実施する事業です。

事業予定は、平成26年度から28年度までの3か年としています。

○本整備事業で行う新処理施設等の建設、不用施設の解体・撤去及び不用土地の処分・活用に係る費用等については、多額の費用が必要であり、組織市が新たに分担金として負担するのは困難であるため、民間活力を活用し、事業全体を「処分竣工型土地信託」という事業手法で行います。

○新処理施設は、前処理希釈方式により整備し、新処理施設、設備等については、処理量に見合った小規模な設備を集約してコンパクトに配置します。

○不用となる区域については、地元市である武蔵村山市のまちづくり方針との整合を図り、優良な戸建て住宅地として整備を行います。

1. 基本方針

公共下水道の整備が完了していることから、し尿を含めた生活排水についてはすべて下水道での処理がなされるよう、未接続の家庭に対しても水洗化を働きかけます。また、これらの家庭および、毎年ある程度の発生が見込まれる仮設トイレのし尿の収集・運搬・処理については適正な体制を維持します。

2. 災害時の対応

地震等の災害時においては、迅速かつ適正なし尿処理が必要となります。災害時に避難所等より発生するし尿の処理については、東京都と締結した覚書に基づき都の下水処理場である北多摩一号水再生センターに搬入・処理します。この運用が円滑に行えるよう、民間事業者と協力した搬入訓練も実施します。一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になったり、バキュームカーによる収集運搬が困難になる事も考えられます。このため、災害時のし尿処理については家庭ごみの処理などと一体的に検討を進めます。

第4部 計画の推進

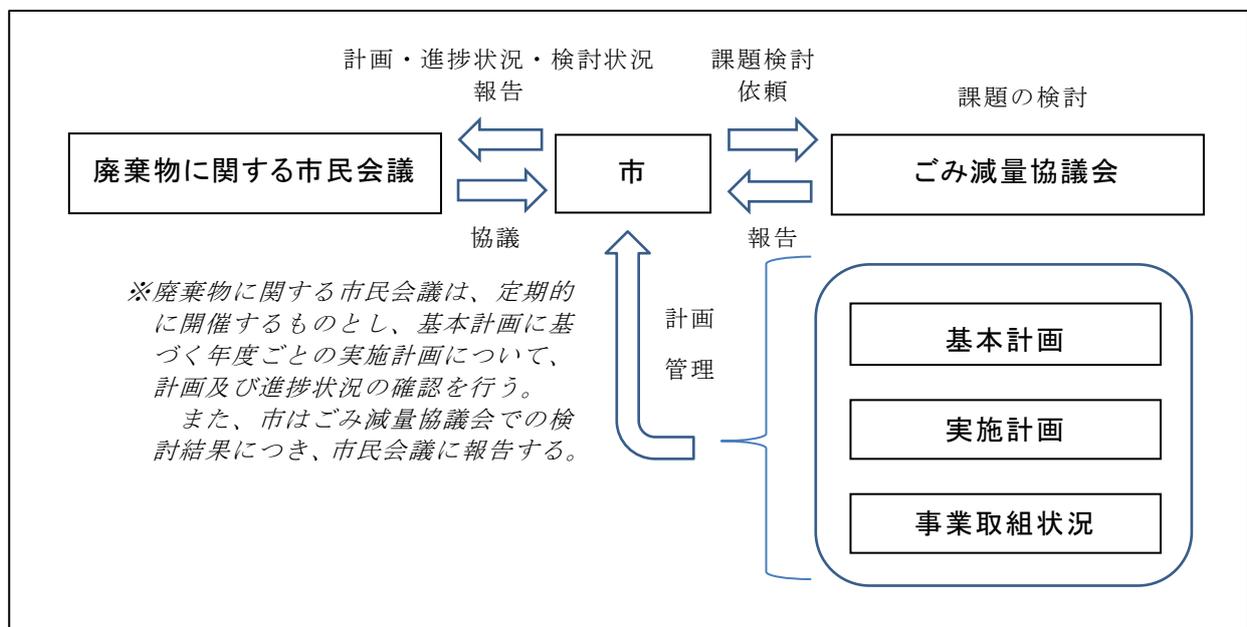
第1章 計画の推進

1. 計画の推進

(1) 進捗管理体制

本計画においては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、毎年度実施計画を策定します。廃棄物に関する市民会議は、定期的で開催するものとし、基本計画に基づく実施計画及び計画の進捗状況について市の報告を受けて協議し、確認を行います。ただし、別途必要な場合は、市民会議を行うものとします。

また、個別課題の検討が必要な場合は、市の依頼を受けた、ごみ減量協議会が検討を行います。



(2) 廃棄物に関する市民会議による進捗管理スケジュール概要

開催時期	報告事項
3月	○実施計画 ○当年度進捗状況報告（全体・主要事業）
7月	○前年度進捗状況結果報告（全体・主要事業） ○当年度進捗状況報告

*別途必要な場合は、会議を招集するものとする。

(3) 進捗状況の管理

進捗状況を確認するにあたっては、主要事業について、計画及び実績を簡潔に取りまとめ、廃棄物に関する市民会議に報告します。

(4) ごみ減量協議会の位置づけの見直し

現状の位置づけを見直し、基本計画の推進のため、必要な課題を検討する組織とします。課題検討が必要な場合は、市がごみ減量協議会に検討を依頼し、それを受けてごみ減量協議会会長が会を招集し、検討を行うものとします。

2. 進捗状況の公表

廃棄物に関する市民会議での確認後、基本計画に基づく実施計画の進捗状況を、ホームページなどで公表します。

武蔵野市一般廃棄物処理基本計画

平成 27 年 3 月発行

発行：武蔵野市環境部ごみ総合対策課

〒180-0012 東京都武蔵野市緑町 3 丁目 1 番 5 号

武蔵野クリーンセンター内

TEL 0422-60-1802 FAX 0422-51-9950

Eメール：sec-gomitaisaku@city.musashino.lg.jp